

議案第 82 号

四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例について

四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 6 月 10 日提出

四万十町長 中尾 博憲

四万十町条例第 号

四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公
務災害補償に関する条例（平成18年四万十町条例第165号）の一部を次のように改正
する。

題名中「四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の」を「四万十町立小学校及び中
学校の」に改める。

第 1 条中「四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の」を「四万十町立小学校及び
中学校の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（四万十町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正）

2 第 2 条第 2 号中「四万十町立小学校、中学校及び幼稚園の学校医、学校歯科医
及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」を「四万十町立小学校及び中学校
の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例」に改める。